

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、C所在のD店（以下「事業場」という。）において販売業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日の終業後、事業場から帰宅途中、転倒し負傷した。請求人は、翌日、E病院を受診し、「右第5指中手骨骨折、顔面打撲症」と診断され、同月〇日、F歯科を受診し、「上右第1切歯・第2切歯欠損、歯髄炎、上右犬歯亀裂」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養給付の請求をしたところ、監督署長は、文書料及び消費税に相当する額を減じた上で、これを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）。

第4 争 点

請求人の療養給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、文書料及び消費税相当額が減額されて支給されるのは納得できないと主張しているので、以下検討する。

(2) 診断書等の取扱いについては、厚生労働省労働基準局長が、昭和○年○月○日付け基発第555号（最終改正：平成16年3月15日付け基発第0315002号）「労働者災害補償保険における診断書料等の取扱いについて」（以下「通達」という。）を策定しており、同通達には、本件文書料を支給する旨の規定は定められていない。また、同通達には、療養の費用請求書を用いて療養の費用を請求させる場合であって、当該診断を行った医療機関が発行した領収書の添付がある場合に限り、同請求書の医師又は歯科医師の証明を受けたものと同様に取り扱うこととされていることに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、療養給付の対象とは認められないと判断する。

(3) 消費税については、労災保険法第22条において準用する同法第13条第2項では、療養の給付の範囲とされていないこと、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条において、療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養としての資産の譲渡等については非課税との取扱いがなされていることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、療養給付の対象とは認められないと判断する。

(4) 以上のことから、請求人の療養給付の請求に対し、文書料及び消費税に相当する額を支給することは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。